府令

○内閣府令第二十一号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）及び子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の規定に基づき、並びにこれらの法令を実施するため、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令

子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（市町村の職権により支給認定の変更の認定を行う場合の手続） **第十二条**　市町村は、法第二十三条第四項の規定に基づき支給認定の変更の認定を行おうとするときは、その旨を書面により支給認定保護者に通知するものとする。ただし、法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが満三歳に達したときに当該認定を行う場合には、当該支給認定子どもが満三歳に達した日の属する年度の末日までに通知すれば足りる。 2　［略］ （準用等） **第十三条**　第二条第三項から第五項まで、第三条から第五条まで及び第七条の規定は、法第二十三条第二項又は第四項の規定に基づく支給認定の変更の認定について準用する。この場合において、第七条第一項中「とする。」とあるのは「とする。ただし、法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが満三歳に達したときに法第二十三条第四項の規定に基づき支給認定の変更の認定を行う場合には、当該支給認定子どもが満三歳に達した日の属する年度の末日までに通知すれば足りる。」と読み替えるものとする。 2　［略］	（市町村の職権により支給認定の変更の認定を行う場合の手続） **第十二条**　市町村は、法第二十三条第四項の規定に基づき支給認定の変更の認定を行おうとするときは、その旨を書面により支給認定保護者に通知するものとする。 2　［同上］ （準用等） **第十三条**　第二条第三項から第五項まで、第三条から第五条まで及び第七条の規定は、法第二十三条第二項又は第四項の規定に基づく支給認定の変更の認定について準用する。 2　［同上］

（令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額）

第五十七条　市町村は、令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由のうち、前条第一号又は第二号の事由があると認めた場合は、令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額として、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して適当と認めるものとする（ただし、利用者負担額以上の額に限る。）。

2　市町村は、令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由のうち、前条第三号又は第四号の事由があると認めた場合は、令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額として、次の各号に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める額のいずれかを選択するものとする（ただし、利用者負担額以上の額に限る。）。

一　教育認定子ども（令第四条第一項に規定する教育認定子どもをいう。以下同じ。）又は満三歳以上保育認定子ども（令第四条第二項に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。）（法第二十八条第一項第三号に規定する特別利用教育を受けたものに限る。）　二万五百円、一万百円、三千円、零

二　満三歳以上保育認定子ども（前号及び次号から第五号までに掲げるものを除く。）　七万七千円、五万八千円、四万千五百円、二万七千円、一万六千五百円、六千円、零

（令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条第三項各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額）

第五十七条　市町村は、令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由のうち、前条第一号又は第二号の事由があると認めた場合は、令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条第三項各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額として、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して適当と認めるものとする（ただし、利用者負担額以上の額に限る。）。

2　市町村は、令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由のうち、前条第三号又は第四号の事由があると認めた場合は、令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条第三項各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額として、次の各号に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める額のいずれかを選択するものとする（ただし、利用者負担額以上の額に限る。）。

一　教育認定子ども（令第四条第一項に規定する教育認定子どもをいう。以下同じ。）又は満三歳以上保育認定子ども（令第四条第二項に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。）（法第二十八条第一項第三号に規定する特別利用教育を受けたものに限る。）　二万五百円、一万四千百円、一万五千百円、三千円、零

二　満三歳以上保育認定子ども（前号及び次号から第五号までに掲げるものを除く。）　七万七千円、五万八千円、四万千五百円、二万七千円、一万六千五百円、一万五千五百円、一万三千五百円、七千七百五十円、六千円、零